02 明治安田生命の現況 2018 経営管理体制

■ガバナンス

相互会社運営	50
経営管理体制	55
コーポレートガバナンスへの取組み	56
社外取締役インタビュー	58
取締役・執行役・執行役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
内部統制システム	67
ERM・リスク管理体制 ······	69
ITガバナンス	74
ディスクロージャー	75
■コンプライアンス	
コンプライアンスの推進	76

ガバナンス

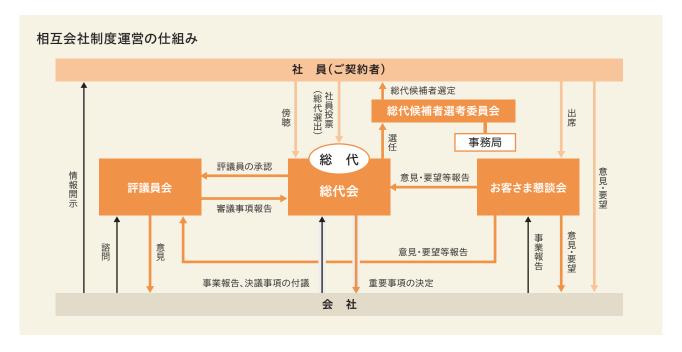
相互会社運営

相互会社制度運営の仕組み

保険会社の会社形態には「株式会社」と「相互会社」があり、当社は保険業法に基づいて設立された「相互会社」です。

相互会社とは、ご契約者**を「社員」とする社団法人です。ここでいう「社員」とは、社団法人たる会社の構成員のことをいい、株式会社の場合は「株主」がこれに相当します。なお、2017年度末の社員数は約656万人となっています。 当社は「相互会社」形態で運営されている「みなさまの会社」です。「総代会」を中心に「総代候補者選考委員会」、「評議員会」、「お客さま懇談会」の各機関が連携し「相互会社制度運営」の充実を図ることで、ご契約者のみなさまのご意見・ご要望がより経営に反映されるよう努めています。

※剰余金の分配のない保険のみにご加入のご契約者を除く



総代会

「社員」お一人おひとりが会社の運営に直接ご参加いただくためには、「社員総会」を開催しなければなりません。しかし、全国の約656万人の社員のみなさまが一堂に会する「社員総会」を開催することは、現実的には困難です。

そこで、保険業法の定めるところにより、社員の代表として選出された「総代」で構成される「総代会」を設置し、 最高意思決定機関として決算書類の報告、また剰余金処分や取締役の選任など、経営に関する重要な事項につい て審議および決議を行ないます。

第71回定時総代会

2018年7月3日に開催された第71回定時総代会において、次の事項の報告および決議が行なわれました。

● 報告事項

1.2017年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、 連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件

2.相互会社制度運営に関する報告の件

● 決議事項

第1号議案 2017年度剰余金処分案承認の件 第2号議案 基金の再募集および定款一部変更の件 第3号議案 総代候補者選考委員選任の件

第4号議案 取締役11名選任の件

■総代会議事録の閲覧

総代会の議事録は、本社、法人部(総合法人部、公法人部、広域組織法人部)、支社(全国90支社・4マーケット開発部)に備え置いてあり、社員のみなさまは閲覧いただくことができます。また、当社公式ホームページで議事内容および質疑応答の要旨をご覧いただけます。

■総代会傍聴制度

社員のみなさまに会社経営に対するご理解を深めていただくための制度で、総代会の傍聴を希望し、所定の期間内に書面でお申し込みいただいた社員は、原則として会場内または別室のモニター・テレビで総代会を傍聴することができます。

総代

社員の代表として選出される総代の定数は定款において222人と定めています。総代定数222人のうち200人は、地域別選出による120人(社員数に比例して全都道府県から1人以上を選出)と地域別選出によらない80人に配分し、地域、職業、年齢等を考慮し幅広く選ばれた総代構成となるようにしています。また、22人については、総代選出プロセスの多様化と透明性の強化を目的に導入した「立候補制」(総代となることを希望される社員からの立候補を受け付け、総代候補者を選定する制度)により選出される総代です。

総代は、社員の意思を代表し、多様な視点から会社経営を監督するとともに、総代会に出席し、会社との質疑応答を通じた実質的な審議を行なうことが主な役割です。

総代定数については、こうした観点から、適正な水準であると考えています。

総代の選出について

- ・総代候補者選考委員会の推薦により選出される総代 総代の選出にあたっては、総代定数222人のうち200人については、2年ごとに定数の半数を改選しています。総代候補者選考 委員会は、次ページの「総代候補者選考基準」を定め、幅広い層の社員から選定した総代候補者を推薦します。
- ・立候補制により選出される総代 22人については、総代候補者選考委員会が総代となることを希望する社員の立候補を受け付け、立候補者が選出数(22人)を超える場合は、次ページの地域ブロック別定員数に基づき抽選を行ない、総代候補者を選定します。なお、4年ごとに全員を改選しており、次回の立候補の受け付けは2021年度の予定です。

■社員投票

総代候補者選考委員会で選定された総代候補者については、社員お一人おひとりによる「社員投票」を実施し、個々の総代候補者について総代として選出することに同意しないとする投票(不信任投票)数が、有権者数(社員投票を実施する年の7月末日現在の社員数)の10分の1に満たない場合は、総代に就任することが確定します。

総代の選出については、社員の総意が適正に反映され、総代の構成が広く各層を代表するものとなるよう選出するために、以上の方法が適切であると考えています。

総代候補者選考委員会

総代候補者選考委員会は、社員のなかから総代会で選任された総代候補者選考委員(10人以内)で構成されています。

当社は、総代候補者選考委員会の任務を補佐する総代候補者選考委員会事務局の事務局長を社外の人材に委嘱しており、総代候補者選考過程における会社からの独立性を確保するとともに、透明性の向上に努めています。

総代候補者選考委員選考基準

- ・当社の社員(ご契約者)であること
- ・生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、 総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有していること
- ・公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができること
- ・総代候補者選考委員会に出席可能であること
- ・当社の総代または役員もしくは職員ではないこと

総代候補者選考基準(抜粋)

総代候補者の選考方針

総代候補者の選考にあたっては、社員の総意を代表しうるよう、地域、年齢、性別、職業、保険加入期間等の要素を考慮し、非改選の総代を含め全体として総代の構成が広く各層を代表するものとなるように選考する。

あわせて、社会公共活動への参画の状況、お客さま懇談会等において表明された意見等を考慮して、当会社の経営に対する具体的意見の提言および総代会における実質的な審議を期待できるかどうかを判断し、次の視点から経営をチェックできる総代の構成となるように選考するものとする。

- (1)消費者としての視点
 - 消費者、生活者等の見地から経営チェックを行なう視点
- (2)経営者としての視点
 - 会社経営者の見地から経営チェックを行なう視点
- (3)専門家としての視点 専門家の見地から経営チェックを行なう視点

総代候補者の資格要件

- ・当社の社員(ご契約者)であること
- ・総代会に出席可能であること
- ・生命保険業に理解と関心をもち、社員の代表として、ふさわしい 見識を有していること
- ・他社の総代に就任していないこと

立候補制の概要

立候補資格

・立候補の受付期間の末日現在、社員資格を2年以上継続して有している個人のご契約者(当社および子会社等の役職員を除く)であることを要します。

総代候補者の選定

- ・立候補者数が選出数22人を超えない場合は、立候補者を総代候 補者として選定します。
- ・立候補者数が選出数22人を超えた場合は、下記の地域ブロック別定員数に基づき、立候補の人数が定員数を超える地域ブロックについては、抽選により総代候補者を選定し、定員数を超えない地域ブロックについては、立候補者を総代候補者として選定します。また、定員数に満たない地域ブロックがある場合は、不足する候補者について、他の地域ブロックで候補者に選定されなかった立候補者のなかから抽選で選定します。

[地域ブロック別定員数]

地域ブロック	都道府県	定員数
北海道·東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2人
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	8人
中部・北陸	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	4人
近 畿	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	4人
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	2人
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2人
		22人

評議員会

会社からの諮問事項や経営上の重要事項および社員からのご意見・ご要望等のうち経営に関する重要事項を審議する機関として「評議員会」を設置しています。評議員会は年3回開催し、審議事項を総代会において報告しています。

評議員は、社員または学識経験者のなかから総代会の承認を経て選出され、評議員数は定款で20人以内と定められています。

2017年度の評議員会審議事項

2017年6月

- ・2016年度決算の概要について
- ・当社の資産運用におけるガバナンスについて
- ・第70回定時総代会決議事項について
- ・2016年度開催の「お客さま懇談会」で寄せられたご意見・ご要望等の うち当会社の経営に関する重要な事項について

2017年11月

- ・2017年度上半期報告について
- ・「人事改革」の取組みについて

·2017年/ ·「人事改 2018年2月

- ・2017年度決算見通しについて
- ・高齢者対応および障がい等で 手続きに支障があるお客さま対応に かかる取組みについて



評議員会

お客さま懇談会

業界に先駆けて1973年から「お客さま懇談会」を毎年全国で開催しています。2017年度は2018年1月から3月に、全国の支社等100会場で開催し、合計2,261人のご契約者にご出席いただきました。

2017年度のお客さま懇談会は、「2017年度上半期報告」、「MYイノベーション2020の概要」、「社会貢献活動への取組みについて」等についてご報告し、ご出席いただいたご契約者から8,859件の貴重なご意見・ご要望等をいただきました。

ご契約者から寄せられたご意見・ご要望等については、総代会・評議員会等において報告するとともに、改善を要するご意見・ご要望等については、担当部が対応を検討し、経営会議の諮問機関である「お客さまの声」検証委員会を通じフォローを実施しています。

また、お客さま懇談会に出席された総代からは、ご出席者の ご意見・ご要望等をふまえ、総代会において提言をいただい ているほか、ご出席されたご契約者から総代が選出されるな ど、お客さま懇談会と総代会が相互に連携する態勢としてい ます。

2018年度のお客さま懇談会へのお申し込み方法等は、開催日前の一定期間、支社・営業所等の店頭にポスターを掲示するとともに、ホームページでもご案内しています。ご出席を希望されるご契約者は、お近くの支社・営業所等にお問い合わせください。



お客さま懇談会

2017年度お客さま懇談会 ご出席者(2,261人)の構成 ご意見・ご要望・ご質問等(8,859件)の内訳 ジャーナリスト・弁護士・ 事務対応・お手続関連 10.0% 医師·大学教授 ~29歳 3.7% - お客さま懇談会の運営関連 9.5% その他 30~39歳 資産運用関連 1.2% 17.3% 11.5% 18.6% 会社役員・ 自営業 40~49歳 主婦 16.5% 38.3% 職業 年齢 15.5% 60~69歳 営業・ サービス関連 28.9% 50~59歳 21.8% 8,859件 CM·CSR· 社会貢献活動関連 12.1% 商品関連 経営全般 性別 25.8% 45.9% 54.1%

お客さま懇談会で寄せられた代表的な「ご意見・ご要望」と当社の対応状況

で意見・ご要望 魅力的な受取率の貯蓄性商品を充実させてほしい

当社は、お客さまへ確かな安心を提供するために、金融環境の変化等に対応しつつ、投資型商品のラインアップの充実を図るという基本方針のもと、中長期の積立・資産形成ニーズ、相続対策ニーズにお応えするために、アドバイザーチャネル・銀行窓販チャネル双方において、従来の円建ての貯蓄性商品に加え、外貨建ての貯蓄性商品を充実させています。

アドバイザーチャネルでは、従来から円建て貯蓄性商品として、平準払いの個人年金保険「年金かけはし」や、一時払終身保険「エブリバディ10」を販売していますが、これに加えて、2016年10月に「ライト!シリーズ」を創設し、以下の3商品をラインアップしました。

- ①満期保険金があり、解約時にはいつでも払込保険料と同額以上の返戻金をお受取りいただける積立保険「明治安田生命じぶんの積立|
- ②手軽に一生涯にわたる万一の保障をご準備でき、一定期間経過後の解約時は払込保険料と同額以上の返戻金をお受取りいただける小口の終身保険「明治安田生命ひとくち終身」
- ③お子さまの成長にあわせ将来の教育費を計画的にご準備いただけるこども保険「明治安田生命つみたて学資」

そして、国内の低金利環境が継続するなか、米国との金利差に着目し、米ドル建て資産で運用することにより、お客さまの資産形成ニーズにお応えする「米ドル建・一時払養老保険」を2017年8月に発売しました。この商品は保険期間中の死亡保険金等を基本保険金額までに抑えることにより、魅力的な満期受取率を実現しています。

銀行窓販チャネルでは、従来から円建て貯蓄性商品として、個人年金保険「虹色きっぷ/かんたん未来計画」、一時払終身保険「エブリバディ」、一時払逓増終身保険「3増法師Ⅲ/かんたん持続成長プラスⅢ」を販売していますが、外貨建て資産で運用することによりお客さまの資産形成や相続対策ニーズにお応えできる新たな商品として、指定通貨(米ドルまたは豪ドル)建ての一時払終身保険「外貨建・エブリバディプラス」を2017年8月に発売しました。

なお、円建て貯蓄性商品については、超低金利環境の影響もあり、一部商品の取扱い休止や予定利率の引き下げ等を 行なっており、引き続き市中金利等の状況を注視し、適切に対応してまいります。

ご意見·ご要望 健康増進に関する商品・サービスを充実させてほしい

当社では、従来の商品・サービスの枠を超えて「お客さま(個人、企業・団体)」「地域社会」「働く仲間(自社従業員)」の継続的な健康増進を支援する、新たなプロジェクトをスタートし、2018年3月に公表しました。

本プロジェクトは、「日常的な運動の支援」と「定期的なけんしん(健診・検診)の促進」を二つの柱に、ご加入後の健康維持・改善の結果に対してメリットを提供する「商品」、病気の予防・早期発見のためのプロセスを支援する「サービス」、当社未加入者を含めた地域社会のお客さまを対象とする「アクション」の3分野で展開するとともに、健康・医療関連データを活用して、当社の基幹機能の高度化にも取り組みます。

2019年4月に発売を予定している「健康増進商品」は、死亡率の改善等をふまえた新たな保険料率を適用したうえで、さらに、ご加入後は、毎年の健康診断等の結果に応じたメリット(健康増進インセンティブ)を提供します。

また、健康増進を支援する「サービス」「アクション」では、アドバイザー等による受診勧奨や情報提供に加え、Jリーグ・クラブとの協働によるウォーキングイベントや、セルフ健康チェック(支社等の会議室での自己採血による血液検査等)といった機会の提供をはじめ、効果的で魅力あるメニューを展開する予定です。

引き続き、本プロジェクトを通じて、お客さまの健康増進に向けた継続的な取組みを支援する商品・サービス等のラインアップ拡充に取り組んでまいります。

■ご意見・お問い合わせ窓口

総代会をはじめ、相互会社運営に関するご意見・お問い合わせは以下のあて先までお寄せください。

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命保険相互会社 企画部 ガバナンス推進グループ



経営管理体制

ガバナンスのいっそうの強化と経営の透明性向上を確保するため、「指名委員会等設置会社」としています。過半数を社外取締役で構成する3委員会(指名・監査・報酬)に加え、取締役の過半数(11人中6人)を社外取締役とするほか、業務執行を担当する執行役を選任し、経営の監督機能と執行機能を明確に分離するとともに、監督機能のいっそうの強化と透明性を確保する態勢としています。

取締役会

経営上の重要事項にかかる意思決定を行なうとともに、取締役・執行役の職務執行を監督します。

なお、すべての社外取締役からなる「社外取締役会議」を設置し、経営上の重要事項について意見交換の促進を図っています。

指名委員会

総代会に提出する取締役の選任・解任に関する議案 の内容を決定します。

監査委員会

取締役・執行役の職務の執行の監査、監査報告書の 作成、ならびに総代会に提出する会計監査人の選任・ 解任等に関する議案の内容を決定します。

報酬委員会

取締役・執行役等の個人別の報酬等の決定に関する 方針を定め、取締役・執行役等が受ける個人別の報酬 等の内容を決定します。

取締役会の開催

2017年度は12回開催し、取締役会における活発な審議を通じて、経営の監督機能発揮に努めました。

指名委員会の開催

2017年度は5回開催し、指名委員会が定めた「取締役候補者選任規程」に基づき、取締役候補者の選任を適正に行ないました。

監査委員会の開催

2017年度は15回開催し、内部監査部門や会計監査人から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて執行役社長等に出席を求めて意見交換を行ないました。また、重要な会議への出席や重要な文書の閲覧等により監査委員が得た情報等について、定期的に意見交換を行ないました。これらを通じて、取締役・執行役の職務執行状況、内部統制システムの整備状況等について監査しました。

報酬委員会の開催

2017年度は7回開催し、取締役および執行役等の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針、取締役報酬規程、執行役報酬規程等に則り、当社の経営成績および取締役・執行役等の各人の貢献度合等を勘案のうえ、個人別報酬内容を決定しました。



ガバナンス

コーポレートガバナンスへの取組み

当社は、ご契約者*を「社員」とする「相互会社」として、ご契約者の意思を経営に反映させるよう努めるとともに、総代立候補制の導入、指名委員会等設置会社への移行、内部統制システムの整備等、ガバナンス(企業統治)の強化と経営の透明性向上を図ってきました。

上場会社を対象としている「コーポレートガバナンス・コード」は、相互会社である当社に対して直接の適用はありませんが、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめた同コードの趣旨・精神をふまえ、当社も主体的にその各原則への対応を行なっています。

また、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を公表し、主体的な情報開示やご契約者との対話の充実等を通じ、コーポレートガバナンスのよりいっそうの高度化に取り組んでいます。

当社のコーポレートガバナンス態勢およびその高度化への取組みにつきましては、当社ホームページに公表している「コーポレートガバナンスに関する報告書」において継続的に開示しています。

※剰余金の分配のない保険のみにご加入のご契約者を除く

コーポレートガバナンス・ガイドライン

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念をふまえ、次に掲げる基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの高度化を実現します。

「当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」

- ■当社は、お客さまの生涯にわたる保障を提供する生命保険会社の使命と、超長期にわたる生命保険 契約の特性をふまえ、お客さまの保険金・給付金を確実にお支払いし、お客さまに確かな安心と豊か さをお届けするために、相互会社としてコーポレートガバナンス態勢の高度化に取り組むことが経営上 の最重要事項であると考えます
- ■当社は、お客さま、従業員、地域社会等、さまざまなステークホルダーとの関わりが、企業の持続的な 発展に必要不可欠であると認識し、それぞれのステークホルダーとの適切な関係の構築・強化に努め ます
- ■当社は、コーポレートガバナンスに関する取組みをさらに推進するため、コーポレートガバナンス・ガイドラインを策定し、かつ、常にこれを見直すことで、より良いコーポレートガバナンス態勢を構築し、会社の健全性を維持・確保しつつ、迅速・果断な意思決定を通じた会社の持続的な成長および永続的な企業価値の向上をめざします

I.総論

(お客さまを大切にする会社)

1. 当社は、相互会社の特性をふまえ、お客さま満足度の向上をめざし、「お客さまの声」を、潜在的な声や間接的な声を含むさまざまな形で収集・分析するとともに、いただいたご意見等が経営に適切に反映されるよう努め、お客さまを大切にする会社に徹します。

(情報開示と透明性)

2. 当社は、法令に基づく開示を適切に行なうことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保しコーポレートガバナンスの実効性を確保する観点から、お客さまをはじめとするステークホルダーにとって有用性が高いと考えられる経営情報等を積極的に開示します。

(内部統制等)

3. 当社は、内部統制システムの高度化がお客さまをはじめとする ステークホルダーの信頼を得るための重要な要素のひとつで あると認識し、「内部統制システムの基本方針」を定め、これを 公表・実践するとともに、内部監査態勢の強化や、コンプライア ンス態勢およびリスク管理態勢の高度化に継続して取り組み ます。

Ⅱ. 当社の経営管理態勢

(総代会)

4.総代会は、社員の代表として選出された総代で構成される当社の最高意思決定機関であり、当社は、総代会を通じて社員の意思が適切に経営に反映されるよう努めます。

(総代立候補制)

5. 当社は、総代立候補制を通じ、総代の選出プロセスの多様化に継続して取り組みます。

(総代への情報提供)

6. 当社は、総代会において総代が適切な判断を行なうことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供します。

(指名委員会等設置会社)

7. 当社は、意思決定の迅速化と経営の効率化を図るための組織 形態として指名委員会等設置会社をとることを選択し、指名 委員会、監査委員会および報酬委員会を設置し、経営の監督 機能と執行機能の分離を徹底し、法令上、取締役会付議を求 められる事項以外の業務執行を、原則として執行役に委任し ます。

(社外取締役の構成)

8. 当社は、取締役の過半数(11名中6名)を社外取締役とし、その人員構成の多様性に留意するとともに、監督機能の実効性・継続性に配慮しつつ社外取締役の在任期間について原則8年を超えないこととし、取締役会全体としての経営監督機能のいっそうの強化を図ります。

(取締役会)

9. 取締役会は、当社の経営理念等の実現のため、その経営監督機能を発揮し、経営の基本方針に関する事項等を決定すると

ともに、具体的な経営戦略や経営計画等の適切な業務執行を 支援するよう建設的な議論を行ないます。

(取締役の役割)

10.取締役は、会社に対して善管注意義務および忠実義務があることを認識し、ステークホルダーとの適切な関係を維持・強化しつつ、その役割・責務を実効的に果たすために、必要に応じて会社に情報の提供を求め、取締役会において議論を尽くし、もって経営監督機能の実効性確保に努めます。

(社外取締役の役割)

11. 社外取締役は、客観的かつ多様な立場から業務執行の適切性を監督しつつ、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長および永続的な企業価値の向上を促すよう助言を行なうとともに、会社から独立した立場で、取締役会においてご契約者をはじめとするステークホルダーの意見等を適切に反映するように努めます。

(社外取締役会議)

12. 当社は、法令に基づき指名委員会、監査委員会および報酬委員会を設置するとともに、社外取締役間、または社外取締役と取締役会長、執行役社長および関連する取締役・執行役等との間で、経営上の重要事項等について意見交換を行なうための社外取締役会議を設置します。

(執行役の役割)

13. 執行役は、取締役会から委任された業務執行の範囲において、会社の健全性の維持・確保、持続的な成長および永続的な企業価値の向上をめざすとともに、当社の将来の経営を担う人財育成に努めます。

(中期経営計画)

14. 当社は、中期経営計画の完遂に努め、計画の達成状況評価を取締役会に報告するとともに、計画が目標未遂に終わった場合には、その原因等を十分に分析したうえで次期計画の策定に反映するとともに、社員(ご契約者)への説明に努めます。

(取締役および執行役のトレーニング)

15. 取締役および執行役は、その期待される能力を発揮するための研鑽に努めるとともに、会社は、取締役および執行役に対しその機会を適宜提供します。

Ⅲ.ご契約者およびステークホルダーとの関わり

(社員(ご契約者)と対話するための仕組み)

16. 当社は、総代会、総代報告会、お客さま懇談会等を通じ、社員 (ご契約者)との対話を促進し、良好かつ円滑な関係の構築 に努めます。

(CSR)

17.当社は、お客さまをはじめとするステークホルダーから信頼と 共感を得ることが、社会とともに企業が持続的に発展してい くために必要不可欠であると認識し、「企業行動規範(CSR行動方針)」を策定・公表しそれを実践するとともに、地域社会 のニーズに応える社会貢献活動および環境保全活動に取り 組みます。 ガバナンス

社外取締役インタビュー

当社は、お客さまの生涯にわたる保障を提供する生命保険会社の使命と、超長期にわたる生命保険契約の特性をふまえつつ、相互会社としてコーポレートガバナンス態勢の高度化に取り組むことが経営上の最重要事項であると考えています。

2015年6月から上場会社に対して適用が開始された「コーポレートガバナンス・コード」等をふまえ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や基本方針をとりまとめ「コーポレートガバナンス・ガイドライン」として公表しています。

「社外取締役会議」等を活用し、中期的な経営の方向性やERM態勢整備等について、社外取締役の社業への理解の深耕を図りつつ建設的な議論を行ない、また、取締役会等の自己評価に外部コンサルタントの助言・サポートを取り入れ、把握した課題に対する対応策を策定・公表するなど、コーポレートガバナンスのよりいっそうの高度化に取り組んでいます。

ここで、2014年から当社取締役、加えて、2017年から指名委員長を務める木瀬照雄氏に、当社のコーポレートガバナンスに関する取組みについてお話を伺いました。



Q. これまでの当社のコーポレートガバナンスの 取組みについてどのように評価されていますか。

当社は、これまでもコーポレートガバナンス高度化に向けたさまざまな取組みを行なっており、一般の株式会社等と比較しても、当社の取締役会はその監督機能を十分に発揮していると考えています。私たち社外取締役からの意見も相当程度経営に反映されていると認識しています。

例えば、従前は取締役会への上程資料も多く、取締役会の席上で「これが取締役会で議論すべき内容ですか」との意見を述べたこともありましたが、ここ数年のうちに、取締役会資料の体裁も工夫され、内容もわかりやすくなってきたと思います。

そのほかにも、「社外取締役会議」等の場を通じて、社外取締役同士、あるいは社外取締役と執行側との十分な意見交換が行なわれ、また、取締役会や各委員会の「自己評価」により把握した課題についても、その改善に向けて執行側が真摯に取り組んでいます。こうした姿勢によって、当社がさらに「開かれた会社」になっていくだろうと感じています。

Q. 当社が、持続的な企業価値の向上に向け取り組むべきこと について、木瀬取締役のお考えをお聞かせください。

A 当社がさらにトップレベルの会社をめざすためには、役職員一人ひとりに当社の企業理念 をしっかり浸透させることが必要だと考えています。

当社は、2017年4月に新たな企業理念として「明治安田フィロソフィー」を制定しましたが、 その制定にあたっては、私たち社外取締役も「社外取締役会議」等を通じ、約1年半にわたって議論を積み重ねました。

企業理念は知っているだけでは不十分で、それぞれの仕事がどう「明治安田フィロソフィー」と結びついているか、「この仕事は何のため?」と掘り下げて考えたときにすべての仕事が「明治安田フィロソフィー」にたどり着くか、を繰り返し議論することで、はじめて役職員一人ひとりがその役割を理解し、よりよい会社になると私は考えています。

当社はお客さまからたくさんの保険料をいただいていますが、これはお客さまお一人おひとりの大切なお金(信頼)であることを忘れてはいけません。すべての仕事が「明治安田フィロソフィー」にある"人に一番やさしい生命保険会社"につながっていかなければならないことを当社の役職員が日ごろから理解していれば、お客さまのためにいかにそのお金を有効に活用するかをいつも必死で考え、間違ってもコスト意識が欠落するようなことはないでしょう。

当社役職員の一人ひとりが明治安田生命のブランドを背負っているという意識を持つためには、さらなる対話やコミュニケーションが必要です。そうした風土の実現のために、社外取締役の立場から引き続き提言をしていきたいと思っています。



取締役·執行役·執行役員

取締役



1955年5月21日生

[略歴]

1979年 入社

山形支社長、経営調査室長

2004年 明治安田生命リスク管理統括部長

2006年 商品部長を経て2008年 執行役商品部長2010年 常務執行役

2013年 取締役会長 代表執行役



取締役 代表執行役社長

根岸 秋男

1958年10月31日生

[略歴]

1981年 入社

滋賀支社長

2004年 明治安田生命滋賀支社長

2005年 企画部長

2007年 営業企画部長を経て

2009年 執行役営業企画部長

2011年 執行役

2012年 常務執行役

2013年 取締役 代表執行役社長



取締役 執行役副社長 本ました 敏彦

1955年12月25日生

[略歴]

1979年 入社

運用調査部長

2004年 明治安田アメリカ社長

2006年 明治安田生命不動産部長

2008年 運用企画部長を経て 2010年 執行役運用企画部長

2012年 執行役

同 年 常務執行役資産運用部門長

2014年 專務執行役資産運用部門長 2016年 執行役副社長資産運用部門長

同 年 取締役執行役副社長 資産運用部門長



1958年6月9日生

[略歴]

1981年 入社

高知支社長

2004年 明治安田生命高知支社長

2006年 営業マネジメント研修室長

2007年 営業人事部長

2009年 証券運用部長を経て

2011年 執行役証券運用部長

2013年 執行役

同 年 常務執行役

2015年 専務執行役

2016年 執行役副社長 同 年 取締役執行役副社長



取締役

打保 誠一郎

1961年4月23日生

[略歴]

1985年 入社

2014年 明治安田生命秘書部長

2018年 参事役を経て

同 年 取締役



取締役

はっとり しげひこ 服部 重彦

1941年8月21日生

[略歴]

1964年 株式会社島津製作所入社

1993年 同 取締役

1997年 同 常務取締役

2003年 同 代表取締役社長

2009年 同 代表取締役会長

2012年 明治安田生命取締役 2015年 株式会社島津製作所相談役

(現職)



取締役

おちあい 落合 誠一

1944年4月10日生

[略歴]

1981年 成蹊大学法学部教授

1990年 東京大学大学院法学政治学

研究科·法学部教授

2007年 中央大学法科大学院教授

同 年 弁護士登録

同 年 東京大学名誉教授(現職)

2012年 明治安田生命取締役



取締役

木 瀬 照雄

1947年4月29日生

「略歴]

1970年 東陶機器株式会社

(現 TOTO株式会社)入社

1996年 同 取締役

2000年 同 取締役上席常務執行役員 2002年 同 取締役専務執行役員

2003年 同 代表取締役社長

2009年 同 代表取締役会長

兼 取締役会議長

2014年 同 取締役相談役

同 年 同 相談役

同 年 明治安田生命取締役

2017年 TOTO株式会社特別顧問

(現職)



取締役

美矢子 須田

1948年5月15日生

[略歴]

1988年 専修大学経済学部教授

1990年 学習院大学経済学部教授

2001年 日本銀行政策委員会審議委員 2011年 一般財団法人キヤノングローバル

戦略研究所特別顧問(現職)

2014年 明治安田生命取締役



取締役

北村

1945年11月21日生



きたむら

[略歴]

1981年 中央大学商学部教授

2015年 明治安田生命取締役

2016年 中央大学名誉教授(現職)



取締役

あきた 秋田 正紀

1958年12月24日生

[略歴]

1983年 阪急電鉄株式会社入社

1991年 株式会社松屋入社

1999年 同 取締役

2001年 同 常務取締役

2005年 同 専務取締役

同 年 同 代表取締役副社長

2007年 同 代表取締役社長

2008年 同 代表取締役社長執行役員

(現職)

2017年 明治安田生命取締役

執行役 (2018年7月3日現在)

牧野 真也 3月19日生

1983年 入社 2005年 明治安田生命富山支社長 2009年 営業人事部長 2012年 商品部長を経て 2013年 執行役商品部長 2015年 常務執行役 2017年 専務執行役

専務執行役

専務執行役

F L ただし 1960年 5月24日生 大西

[略歴] 1983年 入社

2005年 明治安田生命アドバンスト・ マーケティング事業部第二営業部長

2006年 新市場調査部長

2007年 金融代理店推進第一部長

2009年 長野支社長 2009年 長野叉社長 2011年 人事部長を経て 2013年 執行役人事部長

2014年 常務執行役

2016年 専務執行役

常務執行役 あゃぃ ゃすゆき 綾井 康之 1961年

「略歴]

2004年 明治安田生命高松支社長 2007年 千代田支社長 2010年 総合代理店業務部長を経て

2014年 執行役総合代理店業務部長 2015年 執行役

2016年 常務執行役

2017年 常務執行役個人営業部門長

常務執行役 ながお こういち

[略歴] 1987年 入社 2013年 明治安田生命証券運用部長を経て

[略歴] 1983年 入計

2005年 明治安田生命調査部長 2010年 融資部長 2012年 運用企画部長を経て 2013年 執行役運用企画部長

2014年 執行役 2015年 常務執行役 2017年 専務執行役

<mark>常務執行役</mark> うめざき てるき 梅崎 輝喜 1959年 9月20日生

「略歴]

2010年 明治安田生命調査部長を経て 2014年 執行役人事部長 2016年 常務執行役

常務執行役 ゃまうち かずのり

[略歴]

1983年 入計

「略歴]

山内 和紀 別的 和紀 別的 日本

2013年 明治安田生命国際事業部長を経て 2014年 執行役国際事業部長 2016年 常務執行役

[略歴] 1981年 入社

2004年 明治安田生命損害保険統括室長同 年 大阪北支社長 2008年 群馬支社長

2011年 法人営業企画部長を経て 2012年 執行役法人営業企画部長

2014年 常務執行役 2017年 常務執行役代理店営業部門長

常務執行役 ながしま ひでき 永島 英器 1963年 2月18日生

[略歴]

1986年 入社 2010年 明治安田生命静岡支社長

2013年 企画部長を経て 2015年 執行役企画部長 2016年 執行役員人事部長 2017年 常務執行役

常務執行役

[略歴] 1983年 入社

金沢支社長 2004年 明治安田生命新宿支社長

2006年 札幌支社長 2006年 札幌支社長 2009年 コンプライアンス統括部長 2012年 業務部長を経て

2014年 執行役大阪本部長

2016年 常務執行役

<mark>常務執行役</mark> なかたに しんじ

| 略歴 | 1986年 入社 2011年 明治安田生命中国・四国公法人部長 2013年 法人サービス部長を経て 2015年 執行役法人サービス部長 2016年 執行役員法人サービス部長 2017年 常務執行役

2018年 常務執行役公法人営業部門長

長尾 浩一 1964年 2月27日生

2016年 執行役員法人営業企画部長

常務執行役 なかむら あつし

中村 篤志 1964年 3月12日生

[略歴]

1987年 入計 2010年 明治安田生命高松支社長

2010年 明治女田生命高松文 2011年 四国東支社長 2014年 営業企画部長を経て 2016年 執行役員企画部長 2018年 常務執行役

執行役

かわむら まさなお 河村 雅直 1960年 5月29日生

[略歴] 1984年 入社 2010年 明治安田生命名古屋総合法人部長

2013年 総合法人第四部長 2015年 理事総合法人業務部長を経て 2017年 執行役員総合法人業務部長 2018年 執行役総合法人営業部門長

執行役 4.仃佼 うえだ やすし

上田泰史 1963年 3月11日生

[略歴] 1988年 入社

2013年 明治安田生命収益管理部長を経て 2017年 執行役員収益管理部長 2018年 執行役

中谷 新司 1963年 7月25日生 [略歴]

執行役員

常務執行役員 っねまっ たかし 恒松 **当** 1958年 7月24日生

「略歴]

1981年 入社

滋賀支社長 2004年 明治安田生命川崎支社長 2007年 熊本支社長 2010年 大阪西支社長

2013年 理事札幌支社長を経て 2014年 執行役業務部長 2016年 常務執行役員東京都心本部長

小山 雅博 1961年 8月18日生

2009年 明治安田生命盛岡支社長

2013年 宇都宮支社長 2015年 理事宇都宮支社長 2016年 理事業務部長を経て

2017年 執行役員業務部長

常務執行役員はやし みちひこ

道彦 1961年 5月11日生

「略歴] 1985年 入社 2008年 明治安田生命八王子支社長 2010年 松本支社長

2012年 営業人事部長 2014年 札幌支社長を経て

2015年 執行役札幌支社長 2016年 執行役員大阪本部長 2018年 常務執行役員大阪本部長

執行役員

住吉 敏幸 1963年

1986年 入社 2012年 明治安田生命山口支社長

2017年 執行役員人事部長

2015年 総合代理店業務部長を経て

「略歴]

1981年 入社

2013年 理事横浜支社長

2014年 理事京都支社長を経て 2016年 執行役員福岡本部長 2018年 常務執行役員福岡本部長

高野雅典 1961年 4月1日生

[略歴]

2012年 総合法人第二部長

常務執行役員 * まぐち のでま 山口 秀樹 1961年 5月28日生

[略歴]

1984年 入社

1984年 人位 2004年 明治安田生命名古屋中央支社長 2007年 神戸支社長 2010年 千代田支社長 2012年 営業教育部長 2014年 理事福岡支社長を経て

2016年 執行役員名古屋本部長 2018年 常務執行役員名古屋本部長

がしら のりお

「略歴] 1985年 入社 2004年 明治安田生命京阪支社長

2015年 広島支社長 2016年 理事広島支社長を経て

(2018年7月3日現在)

執行役員 FM.1.11又貝 きしもと しろう

岸本 司郎 1964年 3月18日生

[略歴] 1986年 入社

2009年 明治安田生命沖縄支社長 2011年 四国西支社長 2014年 コンプライアンス統括部長を経て 2016年 執行役員コンプライアンス統括部長 2018年 執行役員首都圏東本部長

執行役員 稔 1963年 2月14日生

若林 「略歴」

「略歴]

執行役員 もとひこ

[略歴] 1988年 入社 2014年 明治安田生命特別勘定運用部長 2016年 運用企画部長を経て 2018年 執行役員運用企画部長

執行役員

「略歴]

けんじ ふくい 福井

「略歴]

2014年 明治安田生命調査部長 2016年 リスク管理統括部長を経て 2018年 執行役員リスク管理統括部長

執行役員

2010年 明治安田生命四国公法人部長 2014年 法人営業企画部長 2015年 理事法人営業企画部長 2016年 理事総合福祉業務部長

2017年 理事公法人業務部長を経て 2018年 執行役員公法人第一部長

執行役員

清水頭 法夫 1961年

2008年 北九州支社長 2018年 神戸支社長 2012年 千代田支社長 2014年 業務·教育指導部長

2018年 執行役員首都圈西本部長

1986年 入社 2012年 明治安田生命金融団体推進室長 2015年 総合法人第四部長 2016年 理事スタンコープ担当を経て 2018年 執行役員スタンコープ担当

佐藤 元彦 4月2日生

賢二 1965年 11月5日生

取締役、執行役および執行役員の男女構成比

男性35名、女性2名(取締役、執行役および執行役員のうち女性の比率5.4%)

取締役、執行役および執行役員の選任手続きと選任方針について

【取締役、執行役および執行役員の選任手続き】

取締役については、指名委員会において「取締役候補者選任の基本的な考え方」に基づき取締役候補者を選任し、総代会に提出する取締 役の選任に関する議案の内容を決定したうえで、総代会において選任を行なっております。

また、執行役および執行役員については、取締役会において「執行役および執行役員選任の基本的な考え方」に基づき選任を行なっており

【取締役、執行役および執行役員の選任方針】

〈取締役候補者選任の基本的な考え方〉

- (1) 取締役候補者は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与し、取締役会の構成員として役割・責務を適切に果たしうる 者を選考する
- (2) 取締役候補者の選任にあたっては、指名委員会が定める選任基準に基づき、当社の経営管理ならびに執行役および取締役の職務の執 行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する
- (3) 社外取締役候補者の選考にあたっては、社外取締役の独立性を確保するため、「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしているこ とを確認する

〈執行役および執行役員選任の基本的な考え方〉

- (1) 執行役および執行役員の選任は、中長期的な成長戦略の着実な実行を目的とし、世代交代による事業の継続的な発展、新陳代謝による 組織の活性化等の観点も考慮して実施する
- (2) 執行役および執行役員の選任にあたっては、経営管理職等の実績や経験、さらには社内外の評価等を踏まえ、当社の経営管理を的確、 公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する

取締役の選任理由等

鈴木 伸弥 取締役会長

個人営業部門、リスク管理統括部、商品部等における経験等により、当社の経営の重 要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に 遂行できる知識および経験を有しております。

2013年より取締役会長 代表執行役として当社経営を担っており、引き続き取締役 会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化するこ とが期待できるため、取締役候補者としました。

山下 敏彦 取締役

■選任理由

資産運用部門等を中心とした経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取 締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および 経験を有しております。

2016年より取締役 執行役副社長として当社経営を担っており、引き続き取締役会 の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化すること が期待できるため、取締役候補者としました。

打保 誠一郎 取締役

■彈仟理由

企画部、秘書部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締 役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経 験を有しており、取締役会の構成員として取締役会の監督機能を強化することが期 待できるため、取締役候補者としました。

根岸 秋男 取締役

■選任理由

個人営業部門、企画部、営業企画部等における経験等により、当社の経営の重要事項 の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行で きる知識および経験を有しております。

2013年より取締役 代表執行役社長として当社経営を担っており、引き続き取締役 会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化するこ とが期待できるため、取締役候補者としました。

井福 正博 取締役

■選仟理由

個人営業部門、営業人事部、資産運用部門等における経験等により、当社の経営の重 要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に 遂行できる知識および経験を有しております。

2016年より取締役 執行役副社長として当社経営を担っており、引き続き取締役会 の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化すること が期待できるため、取締役候補者としました。

経営管理体制

服部 重彦 社外取締役

■2017年度取締役会出席:12回/12回(出席/開催)

■選任理由

企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執 行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 2012年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の 職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取 締役候補者としました。

木瀬 照雄 社外取締役

■2017年度取締役会出席:12回/12回(出席/開催)

■選任理由

企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執 行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 2014年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の 職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取 締役候補者としました。

北村 敬子 社外取締役

■2017年度取締役会出席:12回/12回(出席/開催)

■選任理由

会計学を研究する専門家としての幅広い知識に加え、財務および会計の専門家とし て、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的 確. 公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

2015年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の 職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取 締役候補者としました。

落合 誠一 社外取締役

■2017年度取締役会出席:12回/12回(出席/開催)

■選任理由

会社法等を研究する大学教授としての幅広い知識と経験等に加え、法律の専門家と して、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的 確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

2012年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の 職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取 締役候補者としました。

須田 美矢子 社外取締役

■2017年度取締役会出席:12回/12回(出席/開催)

■選仟理由

経済学者としての幅広い知識に加え、金融経済の専門家として、当社の経営の重要事 項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行 できる知識および経験を有しております。

2014年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の 職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取 締役候補者としました。

秋田 正紀 社外取締役

■2017年度取締役会出席:8回/9回(出席/開催)

■選任理由

企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執 行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しています。 2017年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の 職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取 締役候補者としました。

執行役・執行役員の選任理由

鈴木 伸弥 代表執行役

個人営業部門、リスク管理統括部、商品部等における経験等により、当社の経営管理 を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

現在、取締役会長 代表執行役および内部監査部担当執行役として当社経営を担って おり、引き続き、当社を代表して、中長期的な成長戦略を着実に実行することが期待 できるため、執行役に選任のうえ、代表執行役に選定することが望ましいと判断しま した。

山下 敏彦 執行役副社長

■彈仟理由

資産運用部門等を中心とした経験等により、当社の管理を的確、公正かつ効率的に 遂行できる知識および経験を有しております。

現在、取締役 執行役副社長 資産運用部門長として当社経営を担っており、引き続 き、全般的な経営政策に関し助言を行ない、中長期的な成長戦略を着実に実行する ことが期待できるため、執行役に選任のうえ、執行役副社長に選定することが望まし いと判断しました。

大西 忠 専務執行役

■選任理由

代理店営業部門、個人営業部門、人事部等における経験等により、当社の管理を的 確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

現在、営業企画部、法人営業企画部、広報部(ブランド戦略推進担当)を担当する専務 執行役として当社経営を担っており、引き続き、全般的業務の執行方針および計画を 立案のうえ業務を執行することが期待できるため、執行役に選任のうえ、専務執行役 に選定することが望ましいと判断しました。

牧野 真也 専務執行役

■彈仟理由

個人営業部門、営業人事部、商品部等における経験等により、当社の管理を的確、公 正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

現在、事務サポート部、保険金部、情報システム部を担当する専務執行役として当社 経営を担っており、引き続き、全般的業務の執行方針および計画を立案のうえ業務を 執行することが期待できるため、執行役に選任のうえ、専務執行役に選定することが 望ましいと判断しました。

根岸 秋男 代表執行役社長

■選任理由

個人営業部門、企画部、営業企画部等における経験等により、当社の経営管理を的 確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

現在、取締役 代表執行役社長として当社経営を担っており、引き続き、当社を代表し て、他の執行役等を指揮して、中長期的な成長戦略を着実に実行することが期待で きるため、執行役に選任のうえ、代表執行役社長に選定することが望ましいと判断し

井福 正博 執行役副社長

■選仟理由

個人営業部門、営業人事部、資産運用部門等における経験等により、当社の管理を的 確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

現在、取締役 執行役副社長および運用審査部、商品部、人事部担当執行役として当 社経営を担っており、引き続き、全般的な経営政策に関し助言を行ない、中長期的な 成長戦略を着実に実行することが期待できるため、執行役に選任のうえ、執行役副社 長に選定することが望ましいと判断しました。

荒谷 雅夫 専務執行役

■選任理由

調査部、資産運用部門等における経験等により、当社の管理を的確、公正かつ効率的 に遂行できる知識および経験を有しております。

現在、不動産部、海外事業企画部、広報部、調査部を担当する専務執行役として当社 経営を担っており、引き続き、全般的業務の執行方針および計画を立案のうえ業務を 執行することが期待できるため、執行役に選任のうえ、専務執行役に選定することが 望ましいと判断しました。

相楽 昌彦 常務執行役

■彈仟理由

個人営業部門、法人営業企画部等における経験等により、当社の管理を的確、公正か つ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

現在、常務執行役代理店営業部門長として当社経営を担っており、引き続き、主として 担当する業務等を通じ、全般的な業務の執行方針および計画を立案のうえ業務を執 行することが期待できるため、執行役に選任のうえ、常務執行役に選定することが望 ましいと判断しました。

菊川 隆志 常務執行役

■選任理由

個人営業部門、コンプライアンス統括部等における経験等により、当社の管理を的 確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

現在、融資部、クレジット投資部、運用サービス部を担当する常務執行役として当社 経営を担っており、引き続き、主として担当する業務等を通じ、全般的な業務の執行 方針および計画を立案のうえ業務を執行することが期待できるため、執行役に選任 のうえ、常務執行役に選定することが望ましいと判断しました。

梅崎 輝喜 常務執行役

調査部、人事部等における経験等により、当社の管理を的確、公正かつ効率的に遂行 できる知識および経験を有しております。

現在、事務サービス企画部、「お客さまの声」統括部、コンプライアンス統括部を担当 する常務執行役として当社経営を担っており、引き続き、主として担当する業務等を 通じ、全般的な業務の執行方針および計画を立案のうえ業務を執行することが期待 できるため、執行役に選任のうえ、常務執行役に選定することが望ましいと判断しま

永島 英器 常務執行役

■選任理由

個人営業部門、企画部、人事部等における経験等により、当社の管理を的確、公正か つ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

現在、情報システム部(システム品質管理担当)、関連事業部、リスク管理統括部、法 務部を担当する常務執行役として当社経営を担っており、引き続き、主として担当す る業務等を通じ、全般的な業務の執行方針および計画を立案のうえ業務を執行する ことが期待できるため、執行役に選任のうえ、常務執行役に選定することが望ましい と判断しました。

長尾 浩一 常務執行役

■選任理由

資産運用部門、法人営業企画部等における経験等により、当社の管理を的確、公正か つ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

現在、契約部、法人サービス部、団体年金サービス部を担当する常務執行役として当 社経営を担っており、引き続き、主として担当する業務等を通じ、全般的な業務の執 行方針および計画を立案のうえ業務を執行することが期待できるため、執行役に選 任のうえ、常務執行役に選定することが望ましいと判断しました。

河村 雅直 執行役

■選任理由

法人営業部門等における経験等により、当社の管理を的確、公正かつ効率的に遂行 できる知識および経験を有しております。

現在、執行役総合法人営業部門長として当社経営を担っており、引き続き、担当する 業務等を通じ、全般的な業務の執行方針および計画を立案のうえ業務を執行するこ とが期待できるため、執行役に選任することが望ましいと判断しました。

恒松 尚 常務執行役員

個人営業部門等における経験等により、当社の管理を的確、公正かつ効率的に遂行 できる知識および経験を有しております。

現在、常務執行役員東京都心本部長として当社経営を担っており、引き続き、当社の 重要な業務の着実な執行が期待できるため、執行役員に選任のうえ、常務執行役員 に選定することが望ましいと判断しました。

清水 義朗 常務執行役員

個人営業部門等における経験等により、当社の管理を的確、公正かつ効率的に遂行 できる知識および経験を有しております。

現在、常務執行役員福岡本部長として当社経営を担っており、引き続き、当社の重要 な業務の着実な執行が期待できるため、執行役員に選任のうえ、常務執行役員に選 定することが望ましいと判断しました。

岸本 司郎 執行役員

■彈仟理由

個人営業部門、コンプライアンス統括部等における経験等により、当社の管理を的 確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

現在、執行役員首都圏東本部長として当社経営を担っており、引き続き、担当業務の 着実な執行が期待できるため、執行役員に選任することが望ましいと判断しました。

綾井 康之 常務執行役

■選任理由

個人営業部門、代理店営業部門等における経験等により、当社の管理を的確、公正か つ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

現在、常務執行役個人営業部門長として当社経営を担っており、引き続き、主として担 当する業務等を通じ、全般的な業務の執行方針および計画を立案のうえ業務を執行 することが期待できるため、執行役に選任のうえ、常務執行役に選定することが望ま しいと判断しました。

山内 和紀 常務執行役

国際事業部等における経験等により、当社の管理を的確、公正かつ効率的に遂行で きる知識および経験を有しております。

現在、海外事業企画部、海外事業推進部を担当する常務執行役として当社経営を 担っており、引き続き、主として担当する業務等を通じ、全般的な業務の執行方針お よび計画を立案のうえ業務を執行することが期待できるため、執行役に選任のうえ、 常務執行役に選定することが望ましいと判断しました。

中谷 新司 常務執行役

■選任理由

法人営業部門、法人サービス部等における経験等により、当社の管理を的確、公正か つ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

現在、常務執行役公法人営業部門長として当社経営を担っており、引き続き、主として 担当する業務等を通じ、全般的な業務の執行方針および計画を立案のうえ業務を執 行することが期待できるため、執行役に選任のうえ、常務執行役に選定することが望 ましいと判断しました。

中村 篤志 常務執行役

■彈仟理由

個人営業部門、営業企画部、企画部等における経験等により、当社の管理を的確、公 正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

現在、営業人事部、総務部、企画部を担当する常務執行役として当社経営を担ってお り、引き続き、主として担当する業務等を通じ、全般的な業務の執行方針および計画 を立案のうえ業務を執行することが期待できるため、執行役に選任のうえ、常務執行 役に選定することが望ましいと判断しました。

上田 泰史 執行役

■選任理由

収益管理部等における経験等により、当社の管理を的確、公正かつ効率的に遂行で きる知識および経験を有しております。

現在、契約サービス部、収益管理部を担当する執行役として当社経営を担っており、 引き続き、担当する業務等を通じ、全般的な業務の執行方針および計画を立案のう え業務を執行することが期待できるため、執行役に選任することが望ましいと判断し

林 道彦 常務執行役員

個人営業部門、営業人事部等における経験等により、当社の管理を的確、公正かつ効 率的に遂行できる知識および経験を有しております。

現在、常務執行役員大阪本部長として当社経営を担っており、引き続き、当社の重要 な業務の着実な執行が期待できるため、執行役員に選任のうえ、常務執行役員に選 定することが望ましいと判断しました。

山口 秀樹 常務執行役員

■選任理由

個人営業部門等における経験等により、当社の管理を的確、公正かつ効率的に遂行 できる知識および経験を有しております。

現在、常務執行役員名古屋本部長として当社経営を担っており、引き続き、当社の重 要な業務の着実な執行が期待できるため、執行役員に選任のうえ、常務執行役員に 選定することが望ましいと判断しました。

小山 雅博 執行役員

■選任理由

個人営業部門等における経験等により、当社の管理を的確、公正かつ効率的に遂行 できる知識および経験を有しております。

現在、執行役員業務部長として当社経営を担っており、引き続き、担当業務の着実な 執行が期待できるため、執行役員に選任することが望ましいと判断しました。

住吉 敏幸 執行役員

■彈仟理由

個人営業部門、代理店営業部門、人事部等における経験等により、当社の管理を的 確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

現在、執行役員人事部長として当社経営を担っており、引き続き、担当業務の着実な 執行が期待できるため、執行役員に選任することが望ましいと判断しました。

清水頭 法夫 執行役員

■選任理由

個人営業部門等における経験等により、当社の管理を的確、公正かつ効率的に遂行 できる知識および経験を有しております。

現在、執行役員首都圏西本部長として当社経営を担っており、引き続き、担当業務の 着実な執行が期待できるため、執行役員に選任することが望ましいと判断しました。

佐藤 元彦 執行役員

■選任理由

資産運用部門等における経験等により、当社の管理を的確、公正かつ効率的に遂行 できる知識および経験を有しております。

現在、執行役員運用企画部長として当社経営を担っており、引き続き、担当業務の着 実な執行が期待できるため、執行役員に選任することが望ましいと判断しました。

髙野 雅典 執行役員

■選任理由

法人営業部門、法人営業企画部等における経験等により、当社の管理を的確、公正か つ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

現在、執行役員公法人第一部長として当社経営を担っており、引き続き、担当業務の 着実な執行が期待できるため、執行役員に選任することが望ましいと判断しました。

若林 稔 執行役員

■選任理由

法人営業部門、スタンコープ担当等における経験等により、当社の管理を的確、公正 かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

現在、執行役員スタンコープ担当として当社経営を担っており、引き続き、担当業務の 着実な執行が期待できるため、執行役員に選任することが望ましいと判断しました。

福井 賢二 執行役員

■選任理由

調査部、リスク管理統括部等における経験等により、当社の管理を的確、公正かつ効 率的に遂行できる知識および経験を有しております。

現在、執行役員リスク管理統括部長として当社経営を担っており、引き続き、担当業務 の着実な執行が期待できるため、執行役員に選任することが望ましいと判断しました。

役員の報酬等について※

(1)会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数	報 酬 等
取締役	8 名	119 百万円
執行役	17	943
計	25	1,062

- (注)1、取締役と執行役の兼任者の報酬等は、執行役欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、2017年7月4日開催の第70回 定時総代会終結の時をもって退任した取締役1名分を含んでおります。
 - 2. 当社は、2008年6月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。
 - 3. 上記に開示した金額、ならびに、これまでの事業報告書の報酬等として開示した金額のほか、退任している役員に対し、役員年金(退 職慰労金)として、取締役33名に対し74百万円および監査役7名に対し10百万円を支給しております。
 - 4. 当社は、2017年7月4日の報酬委員会において取締役、執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針について決議しま した。その内容は次のとおりです。
 - (1)基本方針

取締役・執行役の報酬は、職務内容を勘案のうえ、当会社の経営環境・会社業績等を踏まえた適切な水準に設定する。

(2)取締役の報酬

取締役の報酬は、職務内容・委員長委嘱の有無に応じた固定報酬とする。

(3)執行役の報酬

執行役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、基本報酬、業績連動報酬および代表権加算で 構成する。

- ア. 基本報酬および代表権加算は、役位および職務内容に応じた固定報酬とする。
- イ.業績連動報酬は、役位および職務内容別に定め、会社業績および会社業績に対する各人の貢献度合に応じ、一定の範囲内で 決定する。

(2)社外役員に対する報酬等

	支給人数 保険会社からの報酬等		保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7 名	86 百万円	_

※役員の報酬等については、金融商品取引法第24条第1項に定めのある有価証券報告書の当該事項に係る記載要領(企業内容等の開示に 関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第五号) 第三号様式記載上の注意(37)において準じるとされている同府令第二号様式記載上の注 意(57)のa(d)に基づく)に準じて記載しています。



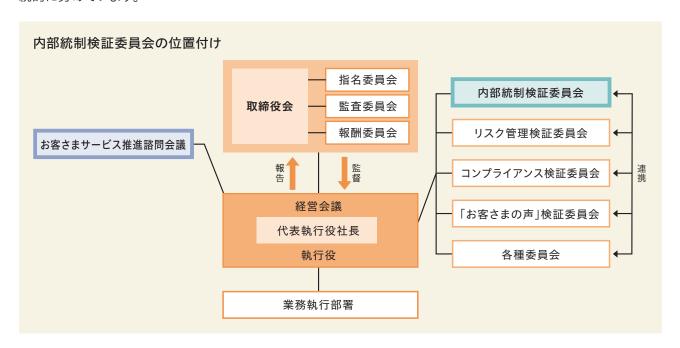
内部統制システム

内部統制システムの整備・高度化

内部統制の整備・高度化の根幹となる方針として「内部統制システムの基本方針」を制定するとともに、経営会 議の諮問機関として「内部統制検証委員会」を設置し、内部統制に関する幅広い事項について組織横断的な視点 から審議を重ねています。

また、財務報告の信頼性向上を図るため、相互会社である当社も上場会社に義務づけられている財務報告に係 る内部統制報告制度へ自主的に準拠することとし、諸規程の制定などの体制を整備しています。2017年度決算に 関しても、内部統制状況の社内評価等の実施により開示すべき重要な不備がないことを確認のうえ内部統制報告 書を作成し、監査法人による内部統制監査報告書を取得しています。

内部管理態勢の整備に関しては、内部管理が適切に行なわれているかの視点から法令等遵守・リスク管理全般 の点検を行なう「内部管理推進担当」等を全組織に配置しています。「内部管理推進担当」等を中心に、各組織で内 部管理態勢を自ら確認する「内部管理自己点検」を実施し、あわせて、迅速な検証・指導が可能となるシステム基盤 を整備して自己点検後のフォローアップなどの強化を進めており、自己点検を通じた適切な業務運営の確保に継 続的に努めています。



内部統制システムの基本方針

2006年5月の会社法施行に伴う保険業法の改正により取締役会において決議すべき方針と定められました。監査委員会に関する態勢、業務の適正性を確保するた めのコンプライアンス・リスク管理に係る態勢などに関する方針を規定しています。

経営管理体制

内部監査態勢

基本姿勢

内部監査は、会社の経営目標の達成に資することを目的に、公正かつ客観的な立場で経営活動の遂行状況を評価し、助言・提言等を行なう重要なプロセスと位置付けており、その実効性を確保するため「内部監査方針」を定めています。同方針に基づいて内部監査部を設置し、取締役会長代表執行役が専任で担当しているほか、「内部監査方針」等の改正や内部監査計画の策定等には監査委員会の同意を要すること、内部監査の結果を監査委員会に報告することなどにより、他の執行部門から独立した体制を確保しています。

また、内部監査部長が監査委員会に陪席するほか、常勤監査委員と定期的に意見交換を行なうなど、監査委員会との連携強化を図っています。

内部監査態勢の強化

内部監査の対象は、当社のすべての組織および関連会社の業務全般としており、効率的・効果的な内部監査を実施するため、リスクアセスメントに基づく内部監査計画を策定しています。具体的には、会社として認識している重要リスクへの対応状況や中期経営計画の実施状況等について、関連会社も含めて組織横断的に検証するテーマ監査や、本社・支社・営業所・法人部等の各組織の業務遂行状況全般を対象とする組織別監査等を実施しています。

なお、会議資料等の検証によるオフサイト・モニタリングを適時・適切に行ない、リスクアセスメントに反映しています。内部監査の結果やその後の改善状況は、適時・適切に経営会議、監査委員会、取締役会に報告しています。また、国内の主要な関連会社に設置している内部監査部署に対して指導・助言等を行なうほか、海外保険関連会社とも適宜連携するなど、グループとしての内部監査態勢の強化にも努めています。

内部監査品質の維持・向上

内部監査の専門性の維持・向上を図るため「教育プログラム」を定めて継続的に研修を行ない、内部監査における国際的な団体である内部監査協会(IIA)が認定する「公認内部監査人(CIA)」資格の取得等による専門人財の育成に努めています。なお、きわめて専門性の高い分野については、監査法人等の社外の専門家を活用しています。

また、内部監査品質の継続的な維持・向上を図るため「品質管理プログラム」を策定し、定期的に品質評価を行なっています。2018年度から監査結果の品質を公平性、納得性、妥当性の観点から評価する専任の担当者を設置しています。2014年度には第三者機関(監査法人)に評価を依頼し、IIAが定める国際基準への適合性評価において最上位の評価となる「一般的に適合している」を受けています。



ERM・リスク管理体制

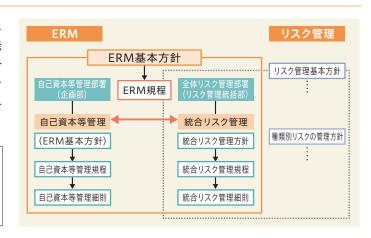
基本認識およびERM・リスク管理に関する方針・規程等

お客さまに「確かな安心を、いつまでも」お届けするためには、経営の健全性を確保し、長期にわたる保険契約上の責務を確実に遂行していくことが重要です。このような認識のもと、すべてのリスクを経営戦略と整合的に管理するERM・リスク管理を最も重要な経営管理手法の一つとして位置付け、取締役会、経営会議等において、ERM・リスク管理の方針・規程等を定めています。

ERM体制

当社では、ERMの機能を「自己資本等管理」と「統合リスク管理」に大別のうえ、相互牽制の発揮のため、「自己資本等管理部署」(企画部)と統合リスク管理を担う「全体リスク管理部署」(リスク管理統括部)を設定し、相互作用する形でERMを推進しています。

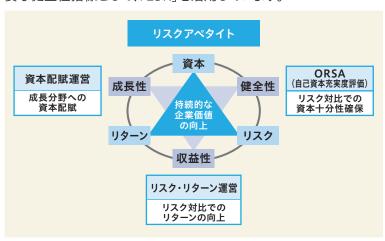
ERM(Enterprise Risk Management)とは、会社全体のリスク、リターン、資本を経済価値ベースで定量的にコントロールし、リスク回避の基本方針を策定する一方、とるべきリスクを選好しながら企業価値の最大化をめざす経営管理手法のこと



ERM運営

成長性、収益性、健全性のバランスを取りつつ、企業価値の向上を図るために、ERMの枠組みを活用し、2017年4月開始の3ヵ年プログラム「MYイノベーション2020」を策定・運営しています。

具体的には、当社のリスクテイクの意思を定めた「リスクアペタイト」に基づき、「資本配賦運営」、「リスク・リターン運営」、「ORSA(自己資本充実度評価)」を一体的に運営して持続的な企業価値の向上を図っています。また、主要な健全性指標として、「ESR」を活用しています。



■リスクアペタイト

当社のリスクテイクの意思を定めたもので、目標とするリスクとリターンを明確化し、当社の行動の方向付けや事業運営に活用するものです。リスクアペタイトはERM基本方針の「リスクアペタイト方針」に定めています。当社の経営計画の策定や業務運営は、リスクアペタイトに基づいて実施されます。また、当社および重要な子会社に共通するグループリスクアペタイトを定めています。

リスクテイクに際し、満たすべき制約等をリスク許容度として明文化し、必要に応じて、リスク限度枠として定量化することで、適切にリスクテイクをコントロールしています。

リスクアペタイト(概要)

- ・「確かな安心を、いつまでも」という経営理念に基づき、高い健全性を確保できる範囲内で国内生保事業・資産運用・グループ事業等 のリスクテイクに取り組む
- ・AA格相当の財務健全性をめざし、ESRの水準に応じてリスクテイク度をコントロールしつつ、「成長性」「収益性」「健全性」のバランスを取りながら安定的な収益の確保と企業価値の向上を実現する
- ・国内生保事業では、保険引受リスクにおけるリスク間の分散を志向しつつ、医療・介護分野等において積極的な保険引受を行なう
- ・資産運用では、負債も考慮した金利リスクの制御を基本としつつ、資産運用リスクにおけるリスク間の分散確保などを図りながら、運用手段の多様化等許容できるリスクの範囲内で収益効率を重視したリスクテイクを行なう
- ・グループ事業では、将来に向けた持続的成長の確保や国内生保事業へのリスク集中回避といった目的からのリスクテイクを行なう

■資本配賦運営

健全性を確保しつつ成長性の確保に向けたリスクテイクを行なう観点から、事業分野やリスク種類ごとに「リスクテイク可能なリスク量の上限」として資本(経済資本)を配賦しています。各事業分野および重要な子会社は原則として配賦された資本の範囲内でリスクテイクを行ないます。

■リスク・リターン運営

リスクを考慮した収益性指標であるリスク調整 後リターン指標を用いることにより、リスクに見 合った収益性の確保をめざす取組みです。当社で は、経営計画の策定、商品開発、資産運用等にあ たってリスク調整後リターン指標を活用しています。

資本配賦運営 リスク バッファー*1 リスク種類別 アドバイザー等 銀行窓販 事 業分 業 本 野 資産運用 別 別 プ事業 子会社 未配賦資本※3

- ※1 環境変化等に対応し、「健全性」を確保するために一定の資本を留保
- ※2 重要な子会社には直接の資本配賦を実施
- ※3 健全性確保の観点、および、案件の確定していない新規投資(M&A)等による リスクテイクに備えて、経営で留保する資本

■ORSA(自己資本充実度評価)

保険会社自らが現在および将来のリスク量と資本を比較して、資本の充実度評価を行なうとともに、リスクテイク戦略の妥当性を総合的に検証するプロセスです。当社では、経営計画の策定時や見直し時に、内外の環境を分析し、3~5年程度のシナリオを策定のうえ、ストレステスト手法等を用いて、自己資本の充実度を評価しています。

グループ経営におけるERMの活用

グループ経営の観点では、重要な子会社に対してグループリスクアペタイトと資本配賦により定性・定量の両面からガバナンスを効かせる枠組みを構築しています。

ERMをふまえた中期経営計画の取組み

AA格相当の財務健全性をめざし、主要な健全性指標である ESRの水準に応じてリスクテイクに対するスタンスをコントロールする取組みを行なっています。中期経営計画では、国際的な資本規制の動向などをふまえつつ、最終年度の2019年度末においてESRを「150~160%」以上とすることを経営目標としています。

中期経営計画はリスクアペタイトと整合的に策定しています。健全性の観点からESR目標への到達を前提としつつ、配賦された資本に基づきリスクテイクを行なうことで収益性指標・成長性指標の目標達成をめざし、継続的な企業価値の向上に取り組んでいます。

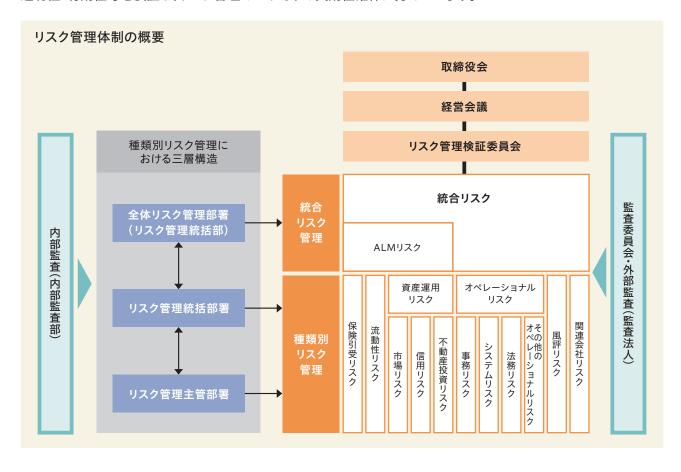
(中期経営計画の経営目標は、P30をご覧ください)

中期経営計画へのERMの活用状況 ・ERMの要素(太線、オレンジ色の部分)を中期経営計画に組込み 長期的な経営の リスクアペタイト方針 基本方向 上記の基本方向や 複数の金融、業績シナリオ、 方針に基づいて リスク調整後リターン指標 下記計画を策定 等を活用した計画の検証 中期経営計画 資本配賦 基本方針 資本の配賦方針 経営目標 企業価値(EEV)、ESR リスクテイク の裏付け 重点実施事項 事業分野別資本配賦

リスク管理体制

当社では、全社的なリスク管理体制の整備・推進、リスク管理状況の把握・管理、種類別リスクごとの「リスク管理統括部署」・「リスク管理主管部署」への専門的助言等を行なう部署として「全体リスク管理部署」(リスク管理統括部)を設定し、統合的にリスクを管理する体制をとっています。また、経営会議の諮問機関としてリスク管理検証委員会を設置し、リスクの定期的なモニタリング(監視)、適切なコントロールを行なっています。

さらに、内部監査部監査、監査委員会による監査、監査法人による外部監査などにより、リスク管理体制・機能の 適切性・有効性等を検証し、リスク管理のいっそうの実効性確保に努めています。



経営管理体制

統合リスク管理

種類別リスクを統合して捉えたリスクに加え、潜在的なリスクを含む会社経営に与える影響が大きなリスクについても認識のうえ、定量的・定性的なリスク評価、モニタリング、リスクコントロール活動といったリスク管理プロセス(PDCAサイクル)を通じて、事業全体の統合リスク管理を推進しています。また、リスクテイク戦略の妥当性を検証するプロセスであるORSAについても、統合リスク管理の中核的手法の一つとして実施しています。

加えて、グループ事業の拡大をふまえて、重要リスク管理およびリスク量の計測等をグループベースで実施するなど、グループ全体のリスクを俯瞰し、管理する枠組みの整備を推進しています。

なお、こうしたリスク管理状況については、リスク管理検証委員会、経営会議、取締役会へ定期的に報告しています。

■ALMリスク管理

保険契約に基づく保険金・給付金等(負債キャッシュフロー)の特性に応じた資産運用を行なうこと、また、資産運用の環境を商品設計・販売戦略等に適切に反映させていくことがALM(Asset Liability Management)によるリスク管理の基本的な役割です。

当社では、ALMを重要な経営管理手法の一つと位置づけ、資産と負債の乖離(ミスマッチ)の適切な管理に取り組んでいます。

■重要リスク管理

「株価下落による損失拡大」や「巨大地震・パンデミックによる損失拡大」など、リスクの影響度と蓋然性により会社経営に与える影響が大きいと評価される事象を重要リスクとして特定しています。リスクの特定においては、当社を取り巻く外部環境の変化をヒートマップにより確認し、経営陣インタビューを通じたトップダウンの洗い出し、およびリスク管理統括部署による種類別リスク管理の視点によるボトムアップの洗い出しなどにより、網羅的に実施しています。

特定した重要リスクについては、予兆指標等を適切にモニタリングし、定期的に経営へ報告するとともに、あらかじめ必要な対策を講じることで、リスクが顕在化した場合にも機動的な対応が可能となるよう、リスク管理プロセスを推進しています。

■ストレステストの実施

経済環境の極度の悪化や地震等の大規模災害などバリュー・アット・リスク *1 (VaR:最大予想損失額)では計測が困難なシナリオを想定したストレステストを実施し、当社の資産・負債に与える影響や保険金等のお支払いの増大の程度などを多面的に分析しています。

ストレステストの結果は、リスクテイク戦略の妥当性検証や財務基盤の強化等の検討に活用しています。

※1 バリュー・アット・リスク(VaR):一定の期間内に、一定の確率で、対象となるポートフォリオに生じ得る最大予想損失額です。統計的な分析により、各資産のリスクを金額として統一的かつ明確に把握できる利点があります。

種類別リスク管理

リスクの発生要因などにより、リスクを分類して管理しています。リスク特性に応じ、新たなリスク事象の発見に努めるとともに、特定されたリスク事象を定量的・定性的に評価し、必要に応じてコントロール策を適切に実施することにより、リスク管理を推進しています。

(各種類別リスク管理の取組みは、P160をご覧ください)

種類別リスクの定義

種類別リスク		リスクの定義
保険引受リスク		経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、当社が損失を 被るリスク
流動性リスク		資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより、当社が損失を被るリスク
資産	市場リスク	金利、為替、有価証券等の価格等さまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産(オフ・バランスを含む)および負債の価値が変動し、当社が損失を被るリスク、および資産から生み出される収益が変動し、当社が損失を被るリスク
資産運用リス	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、保有する資産(オフ・バランスを含む)の価値が減少ないし 消滅し、当社が損失を被るリスク
Ó	不動産投資リスク	賃貸料等の変動等を要因として不動産にかかる収益が減少する、または市況の変化等を要因として 不動産価格自体が減少し、当社が損失を被るリスク
オペレーショ	事務リスク	役職員および保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、お客さま または当社が損失を被るリスク
	システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い、お客さままたは当社が損失を被るリスク、およびコンピュータが不正に使用されることにより、お客さままたは当社が損失を被るリスク
「ナルリスク	法務リスク	当社の各部署における決裁によって生じる、①当社が、法令に抵触することにより、法令上の責任を問われ、当社が損失を被るリスク、②当社が、合理的な理由なく当社にとって著しく不利益な契約等を締結することにより、当社が損失を被るリスク
9	その他の オペレーショナルリスク	業務運営において、主として人材、プロセス、システム、外部事象に起因して、お客さままたは当社が損 失を被るリスクのうち、事務リスク、システムリスク、法務リスク以外のリスク
風評リスク		当社または生命保険業界に関する悪評・信用不安情報等が、マスコミ、インターネット等の媒体を通じ保険契約者、その他社会一般等に広がり、当社の業績に悪影響が生じること等により、当社が損失を被るリスク
関連会社リスク		関連会社で発生した事象により、お客さままたは当社グループが損失を被るリスク

大規模災害等への対策

経営に対し著しく大きな影響を与える事象の発生およびその発生を予見しうる状況を「危機」と定義し、「危機管理基本方針」および「危機管理基本規程」等を定めて危機発生時に迅速な対応ができるように準備しています。

2014年4月から、当社の本社機能(東京都)の麻痺、およびメインシステムが停止した場合等の、甚大・深刻な被災を想定した事業継続計画 (BCP^{*2}) を整備し、保険会社としての公共的・社会的責任を果たすため、お客さまへ迅速・確実に保険金等をお支払いする態勢としています。

BCPに基づく諸訓練を継続的に実施し、その実効性を検証するとともに、訓練結果の評価をふまえた見直し・レベルアップ等、BCPに係る「PDCAサイクル」を推進しています。

^{※2} BCP(Business Continuity Plan): 大規模な災害や事故、テロ攻撃、システム障害などが発生した際も、事業の中断を最小限にとどめ、 早期に事業を再開するために事前に策定する行動計画。

ガバナンス

ITガバナンス

ITガバナンス態勢の整備

当社は「人に一番やさしい生命保険会社」の実現に向けて、さまざまな業務プロセスを構築していくにあたりIT の積極活用を推進しており、取締役会、経営会議等において方針・規程等を定め、ITガバナンス態勢を構築しています。

システム開発にあたっては、お客さまのニーズにあった高品質な商品・サービスを継続的に提供するため、経営 戦略等と整合する開発や、経済効果の測定(ROI)の運用等を通じて投資効果の高い開発を計画化しています。そして、高品質な業務プロセスの構築に向けて、最適なシステムリソースの組み合わせと、徹底したシステムリスク発生の抑制対応のもと、開発管理に取り組んでいます。

2017年度は、競争優位創出や事業拡大など成長分野への投資として250億円規模のシステム開発を実施しています。

具体的には、「米ドル建・一時払養老保険」や「50歳からの終身医療保険」の発売対応および「ご契約手続きの電子化」など、新商品開発やお客さまの利便性向上に向けたシステム開発を推進しました。

また、システム運用費が増加するなか、システム資産の総量管理を目的に低活用・低効果のシステム資産削減に 向けた取組みを実施しています。

	IT投資領域	投資割合
ビジネス領域	経営戦略等の実現や既存システム機能の拡充等を目的とした投資	62%
	うち競争優位創出や事業拡大などの成長分野	35%
システム領域	業務継続の視点による、機能的なシステム基盤構築のための投資	38%

お客さまのご契約を守るための取組み

お客さまに関する情報を保護するために、営業職員が使用するタブレット型営業端末には、お客さまの情報を保持しない仕組みをはじめ、電子記録媒体利用の制限や社外とのデータ通信の暗号化等の情報漏洩防止対策を継続的に強化しています。また、情報セキュリティ管理レベルのいっそうの高度化を図るために、情報システム部門では情報セキュリティマネジメントシステム*を導入しています。なお、社外からのサイバー攻撃に対しては、攻撃発生時の実務対応等を担当する専門体制(CSIRT)を整備のうえ、社外の情報共有機関等を通じた情報収集や被害極小化に向けた対応手順の見直し、定期的な訓練等を実施しています。

また、当社は大規模災害等発生時にもお客さまへの保険金・給付金のお支払い等の重要業務を継続するため、 事業継続計画(BCP)を整備しています。万一の際は本計画に基づいてバックアップシステムを稼動し、重要業務を 継続する仕組みを構築しています。

※情報セキュリティの国際規格ISO27001に適合した情報セキュリティマネジメントシステムに対する第三者適合性評価制度。

ガバナンス

ディスクロージャー

「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、経営の透明性を高めるため、「情報開示に関する基本方針」を制定し、積極的な情報開示の充実に努めています。

具体的な取組みとして、生命保険業界でははじめて基礎利益の内訳である「三利源」の開示を決定し、2005年度決算から開示。また、業務の適切性にかかわる情報として業界に先駆けて「お支払いに該当しないと判断したご契約件数」や「苦情情報」を四半期ごとに開示しています。

情報開示に関する基本方針

1. 自主的な情報の開示

当社は、お客さま・社会からのいっそうの信頼を得るため、経営および財務等に関する情報を自主的に開示いたします。

2. 適切・公平な開示

当社は、お客さま・社会に対して、適切・公平に情報を開示いたします。

3. 社内態勢の整備

当社は、情報を遅滞なく継続的に開示するため、社内態勢の整備・充実を図ります。

ディスクロージャー関連資料

1979年に、生命保険業界ではじめてのディスクロージャー資料を作成し、以後、法定ディスクロージャー資料「明治安田生命の現況【統合報告書】」をはじめ、さまざまな機会を通じて、経営状況について開示を進めています。

また、当社経営活動や健全性・業績などをわかりやすく紹介した小冊子「明治安田インフォメーション」や「団体年金保険に関するご報告」、「Annual Report」等、目的に応じたディスクロージャー関連資料も作成しています。



明治安田生命の現況 【統合報告書】



明治安田 インフォメーション



団体年金保険に関する ご報告

ホームページによる情報提供

商品・サービス、各種お手続きの方法、会社情報などをホームページを活用して積極的に提供しています。また、統合報告書や決算情報も公開しています。

明治安田生命ホームページ

https://www.meijiyasuda.co.jp/

明治安田生命

検索 🔍



コンプライアンス

コンプライアンスの推進

コンプライアンスとは、「法令・社内規程等のルールを遵守することにとどまらず、社会的良識に基づいて公正・ 誠実に行動すること | であると考えています。

また、「信頼を得て選ばれ続ける、人に一番やさしい生命保険会社」を実現するためには、役職員一人ひとりがコンプライアンスを実践することが前提であるとの考えのもと、コンプライアンスを推進しています。

コンプライアンス理念の周知・徹底

当社は、コンプライアンスにかかる基本方針・遵守基準である「コンプライアンス基本方針」において、コンプライアンスを経営の前提として、業務遂行のあらゆる面において最優先すること、そして役職員一人ひとりは当社が過去に不適切な業務運営によりお客さまの信頼を失ったことを忘れることなく、コンプライアンスを実践することにより、お客さまの信頼にお応えできるよう努めることを定めています。

また、「明治安田生命 販売・サービス方針」では、アフターフォローの充実、高齢のお客さまへのきめ細やかな対応と丁寧な説明、反社会的勢力との関係遮断、マネー・ローンダリング等の金融犯罪対策の適切な推進等を明記し、保険募集をはじめとする業務の適正を確保することにより、お客さまの信頼にお応えできるよう努めることを定めています。

これら「コンプライアンス基本方針」等を全役職員が携行する「携行カード」に掲載し、コンプライアンス意識の 醸成を図るとともに、日々の業務において遵守すべき法令や社内ルール等を幅広く掲載・解説した「コンプライア ンス・マニュアル(手順・解説書) | を通じ、コンプライアンスの周知・徹底を図っています。

コンプライアンス推進態勢

関連会社を含めた明治安田生命グループ全体のコンプライアンスに関する事項を一元管理する部署をコンプライアンス統括部と定め、反社会的勢力との関係遮断や金融犯罪対策の推進、個人情報の保護を含むコンプライアンス態勢の高度化に努めています。

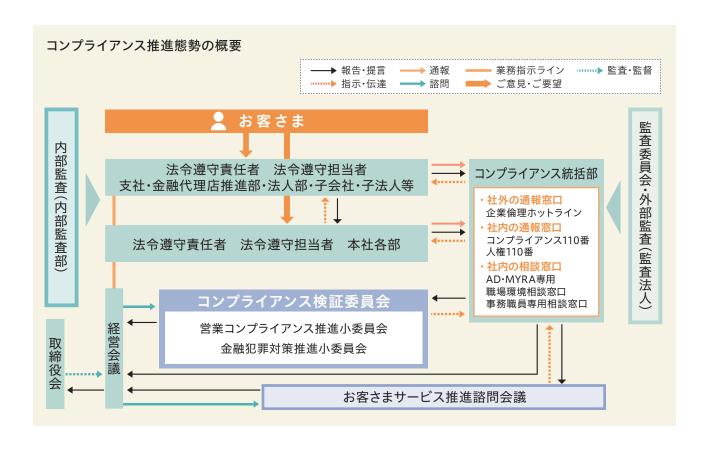
また、全所属に配置した法令遵守責任者・法令遵守担当者と連携し、コンプライアンス教育を含む不正行為の未然防止策の推進や、不適正事象が発生した場合の対応等を実施しています。あわせて、不適正事象の発見者が直接報告できる内部通報窓口として、「企業倫理ホットライン」(社外)や「コンプライアンス110番」「人権110番」(社内)を設置するとともに、職場環境等の相談窓口として「AD・MYRA専用職場環境相談窓口」「事務職員専用相談窓口」を社内に設置しています。

さらに、明治安田生命グループ全体のコンプライアンス態勢の検討・整備や業務執行部門への適切な提言を 実施するため、「コンプライアンス検証委員会」を設置するとともに、社外委員を含む「お客さまサービス推進諮問会議」を設置し、お客さま志向の前提となるコンプライアンスに関する態勢整備・高度化策のうち重要な事項 について諮問・報告する態勢としています。

コンプライアンスの実践に向けた取組み

コンプライアンスを実現するための具体的な計画として、「コンプライアンス実践計画」を年度ごとに策定し、コンプライアンスを推進しています。

本社・支社・金融代理店推進部・法人部等においては、全社の計画をふまえ、各所属の個別課題等に応じて策定した取組計画に基づき、日々、自律的な取組みを推進しており、「コンプライアンス実践計画」の評価結果はコンプライアンス検証委員会等を経て、取締役会に報告しています。



コンプライアンス基本方針

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、「信頼を得て選ばれ続ける、人に一番やさしい生命保険会社」を実現するため、コンプライアンスを経営の前提として、業務遂行のあらゆる面において、コンプライアンスを最優先します。

役職員一人ひとりは、当社が過去に不適切な業務運営によりお客さまの信頼を失ったことを忘れることなく、コンプライアンスを実践することにより、お客さまの信頼にお応えできるよう努めます。

(コンプライアンスの定義)

- ・コンプライアンスとは、経営理念の実現に向けた業務遂行および役職員一人ひとりの活動において、法令・社内規程等のルールを守ることはもとより、社会的良識に基づいて公正・誠実に行動することをいいます。
- ・国外での業務遂行および役職員一人ひとりの活動にあたっては、各 国・地域の法令を遵守し、国際規範を尊重します。

(コンプライアンス態勢の整備)

- ・コンプライアンスに関する事項を一元管理する部署を設置し、コンプライアンス態勢の高度化に努めます。
- ・コンプライアンス上問題となる行為を発見した場合の報告体制を 整備します。
- ・コンプライアンスに関する重要な課題を、適時適切に経営層に報告する体制を維持します。

(コンプライアンスの推進)

- ・コンプライアンスを実現するための具体的な計画として、コンプライアンス実践計画を年度ごとに策定し、推進します。
- ・役職員一人ひとりの高い倫理観の醸成と組織としてのコンプライアンス風土の定着に向けて、コンプライアンス教育に努めます。

- ・お客さまに最適な商品と質の高いサービスをご提供することに努めます。
- ・当社およびグループ内の金融機関が行なう取引において、お客さま の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備 し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理します。
- ・お客さまの個人情報、個人番号および特定個人情報を適切に取り 扱うとともに、お客さまの個人情報等の保護・管理に万全を尽くし ます。
- ・反社会的勢力との関係遮断を徹底し、また、当社との取引がマネー・ローンダリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引の未然防止に努めます。
- ・内部通報窓口を設置し、通常の報告体制が機能しない場合、発見者から内部通報窓口への直接報告するルートを確保します。また、 通報者の保護に努めます。
- ・コンプライアンス上問題となる行為の報告を受けた部署が速やかに調査を行ない、一定の不祥事故の場合、社内規程に則り、行為者に対し厳正な懲戒処分を行ないます。
- ・コンプライアンス上問題となる行為が発生した場合、速やかに改善 に取り組むとともに、原因を分析し再発防止・未然防止に努めます。
- ・子会社、子法人等からなる実質子会社および関連法人等に対し、コンプライアンスの推進に関する支援・指導・管理・監視を行ないます。

経営管理体制

明治安田生命 販売・サービス方針

私たちは、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、常にお客さまに最適な商品と質の高いサービスをご提供することに努めます。 また、高い倫理観に基づいた法令等の遵守(コンプライアンス)を行動の規範とし、保険募集をはじめとする業務の適正を確保することにより、お客さまの 信頼にお応えできるよう努めます。

1. 最適な商品の提供と適切な商品説明

お客さまのライフステージ、加入目的、財産状況等に応じた最適な商品をご提案するコンサルティングサービスに努めます。お客さまのご意向に沿う商品提案と商品内容を十分ご理解いただくための「契約概要」、「注意喚起情報」等のご説明をはじめとする商品選択のための情報をご提供します。また、商品内容がお客さまのご意向に合致していることを「意向比較・確認書」等を用いて確認します。特に、変額年金等の市場リスクのある商品については、お客さまの投資経験、投資目的、収入・財産の状況等に応じて、商品およびリスクの内容について十分ご説明します。 高齢の方へは、ご意向の確認のためにきめ細やかな対応を行なうととも

高齢の方へは、ご意向の確認のためにきめ細やかな対応を行なうとともに、商品内容等に誤解が生じないよう、より丁寧な説明に努めます。また、未成年の方、特に15歳未満の方を被保険者とする生命保険契約については、適正な保険金額が設定されるよう適切な募集に努めます。

2. お客さま本位の販売

販売にあたり、法令等を遵守することはもちろん、お客さまの立場に立ち、 販売の方法、場所、時間帯等に配慮するよう努めます。

3. ご加入後のお客さまサービスの充実

ご加入後も、ご契約内容等を適時・適切にお知らせするとともに、ご契約 内容変更等の各種お手続きの際には、お客さまのご意向を把握・確認のう え、適切かつ迅速に対応します。

保険金・給付金等のお支払いについて、お申し出内容およびご契約内容に もとづき、お支払いできる可能性がある保険金・給付金等を確認のうえ、もれ なくご案内するとともに、お手続きの際は、正確かつ迅速に対応します。

お客さまからのご照会・ご相談・ご要望および苦情等について、お客さまの満足・信頼を得ることができるよう、公平性・迅速性等に配慮し、適切かつ十分に対応します。

4. お客さま対応力向上に資する教育・研修の実施

教育・研修態勢の充実を図るとともに、所定の教育体系・カリキュラムに基づいた教育研修を全役職員に対して実施することにより、商品知識およびお客さま対応に関する基本ルール・マナーの向上を図ります。

5. お客さまの情報の厳正な管理

販売にあたって知り得たお客さまの情報やご契約内容等の情報については、その管理規程を定め、管理責任者を任命したうえで、厳正な管理を行ないます。

6. 法令等の遵守

法令等の遵守(コンプライアンス)のための規範として「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンス・マニュアル」等を定め、コンプライアンス研修を全役職員に対して実施することにより、適正な販売の実現に努めます。

7. 反社会的勢力・金融犯罪への対応

反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求には一切応じません。また、当社との取引がマネー・ローンダリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引はしません。

反社会的勢力への対応および金融犯罪対策の推進

反社会的勢力との関係遮断およびマネー・ローンダリングやインサイダー取引等の金融犯罪対策を推進・徹底することは、お客さまや社会から信頼いただける会社づくりのための重要事項であるとともに、企業としての社会的責任であると認識しています。

そのため、「コンプライアンス基本方針」において、反社会的勢力との関係遮断を徹底し、また、当社との取引がマネー・ローンダリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引の未然防止に努めることを掲げています。

これらを適切に推進するための機能をコンプライアンス統括部に集約するとともに、「コンプライアンス検証委員会」やその傘下の「金融犯罪対策推進小委員会」において、関係部が定期的に対応状況等を確認しています。

■反社会的勢力への対応

所属ごとに反社会的勢力への対応を行なう責任者および担当者等を任命し、組織として適切な対応を図る態勢を整備しています。反社会的勢力との関係を遮断するための具体的な対応として、2012年4月に普通保険約款に暴力団排除条項を導入したほか、保険取引以外においては、暴力団排除条項を含む契約締結を行なうなど継続的な対応を実施しています。

その他、反社会的勢力に関する情報等の一元管理に努めるとともに、「不当要求防止責任者講習」の受講促進、警察・弁護士等の外部機関との連携、諸会議・WEB研修等を通じた教育・指導を実施しています。

■金融犯罪対策の推進

「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策対応規程」を制定し、取引時確認や疑わしい取引の届出、 資産凍結措置等の対象取引の確認を適切に実施する態勢を整備するなど、マネー・ローンダリング等の防止に 努めています。また、「インサイダー取引等防止規程」を制定し、法人関係情報の管理態勢を整備するなど、イン サイダー取引等の不公正な取引防止に努めています。

さらに、「利益相反管理方針」を制定し、当社とお客さま、またはお客さまとお客さま以外の第三者(他のお客さま等)間の利益が相反するおそれのある取引を適切に管理することで、お客さまの利益を不当に害することを防止する態勢を整備しています。

個人情報保護について

当社の個人情報保護に関する基本的な考え方、方針を定めた「個人情報の保護に関する基本方針」を制定し、ホームページ等で開示しています。

外部へ業務を委託する場合も含め、情報の取得から廃棄までの各管理段階において諸対策を講じる等、情報管理態勢の整備に努めています。

個人情報の保護に関する基本方針

明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、お客さまの個人情報、個人番号および特定個人情報(以下、個人情報等といいます)を適切に取り扱うことが大切な社会的責務と認識し、お客さまの個人情報等の保護に万全を尽くしてまいります。

CONTRACTOR AND		
1. 取組方針	・当社は、個人情報等の取扱いに関し、お客さまからお預かりしている大切な情報の適正な利用と保護に努めます。 ・当社は、事業活動の特性をふまえ、個人情報等の取扱いに関し、その重要性を認識し、継続的な個人情報等の管理態勢 の改善に努めます。 ・当社は、お客さまからの個人情報等の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出について、適切かつ迅速に対応することに努めます。 ・当社は、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令を遵守いたします。	
2. 個人情報の定義	当社では、個人情報を個人に関する情報で次のいずれかに該当するものと定義しています。 (1)当該情報に含まれるお名前、生年月日等により個人を特定できるもの (2)個人識別符号(当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして関係法令で定められた文字、番号、記号その他の符号をいいます)が含まれるもの	
3. 個人情報等の種類	保険契約の締結等に必要な情報として、お客さまのお名前・住所・生年月日・性別・健康状態・職業等をご提供いただいており、当社が提供する各種サービスに関連し、必要な情報のご提供をお願いする場合があります。 また、お手続きの内容により、個人番号をご提供いただく場合があります。個人番号および特定個人情報については、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法といいます)等に従い、厳格な安全管理措置を設けております。	
4. 個人情報等の 取得方法	主に申込書・契約書・アンケートにより、お客さまに関する情報を取得いたします。また、キャンペーン等の実施により、はがき等で情報をいただく場合があります。お客さまの情報の取得にあたっては、個人情報の保護に関する法律・保険業法・その他法令等に照らし、適正な方法で行なうこととします。 なお、特定個人情報については、所定の申告書等により取得いたします。	
5. 個人情報等の 利用目的	当社は、お客さまに関する情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。 ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ・その他保険に関連・付随する業務 ただし、個人番号については、以下の事務に必要な範囲でのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。 ・保険取引に関する支払調書の作成・提出に関する事務 ・企業年金に関する法定調書の作成・提出に関する事務 ・報酬、料金等の法定調書の作成・提出に関する事務 ・その他法令等に定める個人番号関係事務等 これらの利用目的は、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、お客さまから直接書面等にて 情報を収集する場合に明示いたします。	
6. 個人情報等の提供	お客さまに関する情報は、以下の場合において、必要な範囲で外部に提供することがあります。 ・あらかじめお客さまの同意がある場合 ・法令により必要とされる場合または提供が認められている場合 ・人の命、身体または財産の保護のために必要とされる場合 ・公共の利益のために必要とされる場合 ・適切な安全管理をしたうえで業務委託を行なう場合 ・法令に基づき特定の者と共同で利用する場合 ただし、特定個人情報については、個人番号利用事務実施者への提出、特定個人情報の取扱いの全部または一部の委託を行なう場合等、番号法で認められた場合を除き、外部に提供いたしません。	
7. 個人情報等の 開示・訂正等	お客さまからご自身に関する情報の開示・訂正・削除・利用停止の依頼があった場合は、請求者ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。	
8. 個人情報等の管理	お客さまに関する情報は、正確かつ最新の内容を保つよう常に適切な措置を講じております。また、お客さま情報への不正なアクセス、紛失、漏洩、毀損等の危険に対して必要な対策を講じるように努めております。さらに、従業者、明治安田生命グループ各社の従業者および委託先に対して必要かつ適切な監督を行なっております。また、当社ではお客さまに関する情報の保護・管理強化に向け、情報管理を専門に担当する部署を設置し、全社横断的な取組みを推進しております。	
9. 個人情報等に関する お客さまからのお申し出	お客さまからの個人情報等の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出について、お申し出窓口を設置し、適切かつ 迅速に対応いたします。	
10. 個人情報の保護に関する 基本方針の見直し	本方針は、適切な個人情報等の保護を実施するため、環境の変化等をふまえ、継続的に見直します。	

個人情報等の取扱いに関するお申し出 お客さまの個人情報等の取扱いに関するお申し出は、下記までお問い合わせください。



0120-662-332

月曜~金曜9:00~18:00/土曜9:00~17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)